



インターンシップに参加する大学生などを応援 インターンシップ助成金

【問い合わせ】
本館商工労政課(☎41-3536)

市では、大学生などが市内事業所でインターンシップ(就業体験)を行う場合の交通費・宿泊費などを助成しています。助成金を活用し、気になっている市内の事業所で働く体験をしてみませんか。



- 対象 次の要件を全て満たすインターンシップを市内の事業所で行った大学生など
 - 就業体験の機会の提供を目的としていること
 - 実習内容などが明確に定められていること
 - 労働関係法令が順守されていること
 - 採用および選考活動とは関係ないこと
- 助成額 1人当たり上限2万円
- 助成対象経費
 - 交通費…居住地からインターンシップを行う市内事業所まで、または居住地から宿泊地を経由し、インターンシップを行う市内事業所までの往復に要した交通費(鉄道賃、船賃、バス賃、タクシー代、有料道路通行料、航空賃)

- ※タクシーを利用する場合は、片道2千円以上とし、市内での利用分に限る
- 宿泊費…市外に居住する大学生などが市内の宿泊施設を利用する場合に要した経費
- ※1泊当たり5千円を上限
- 企画旅行費…旅行会社が企画するパック旅行商品の利用に要した経費
- ※インターンシップの参加に必要な最小限の経費として認められるものに限る
- 申請方法 申請書兼報告書に必要事項記入の上▶学生証などの写し▶インターンシップ実施証明書▶交通費および宿泊費に係る経費を明らかにする書類の写しを添えて申し込みフォームから申し込み、または上記へ提出



申請様式などは、市ホームページに掲載しています



医療用ウィッグや乳房補正具の購入を支援します

【問い合わせ・申請】健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3614)、各総合支所健康づくり窓口(大迫☎41-3128、石鳥谷☎41-3448、東和☎41-6518)

市では、がん患者に対し、医療用ウィッグや乳房補正具の購入を支援しています。

- 対象 がんと診断され、次のいずれかに該当する市民
 - 治療に伴う脱毛の影響により、医療用ウィッグ(全頭用)を購入した人
 - 乳房切除術を受け、乳房補正具を購入した人

■対象経費・補助率

種類	対象経費	補助率
医療用ウィッグ(全頭用)	1人につき1台分の医療用ウィッグ(1回限り) ※付属品やケア用品などは対象外	購入費用の2分の1(上限3万円)
乳房補正具(左・右)	1人につき1個分の補正パッドまたは人工乳房本体(左右それぞれ1回限り) ※上記を固定する下着などは対象外	購入費用の2分の1(上限2万円)

- 申請期限 購入費用支払い後、6カ月以内
※期限内に申請できなかった場合は、健康づくり課(☎41-3614)にご相談ください
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上▶領収書(品名や金額が記載されているもの)の写し▶がん治療受診確認書類(診断書、治療方針計画書、治療方針手術に関する説明書など)の写し▶本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード)▶通帳の写しなどを添えて上記へ申請

申請書類は健康づくり課、各総合支所健康づくり窓口へ備え付けているほか、市ホームページに掲載しています



11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」 将来のために考えよう 私たちの年金



公的年金制度は▷老後を迎える人▷病気やけがで障がいが残った人▷生計を維持していた人に先立たれた人などを、みんなで支え合う仕組みです。公的年金の保険料を納めることで、年金を受け取れます。

公的年金制度には、国民年金(基礎年金)と厚生

年金保険があり、国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人加入します。

厚生年金保険は、会社員や公務員が加入する保険で、事業所ごとに加入します。厚生年金保険の加入者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

加入者の種類

国民年金の加入者を被保険者と言い、その種類は第1号～第3号に分かれます。

- 第1号被保険者 自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)

公的年金の給付の種類

公的年金の給付の種類は次の三つです。

- 老齢年金 原則、65歳から生涯にわたり受け取ることができます。
- 障害年金 病気やけがによって障がい残り、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができます。障がいの原因となった病気やけがで初めて診療

- 第2号被保険者 会社員や公務員などで厚生年金保険に加入している人
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている妻または夫

を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」を請求できます。

- 遺族年金 一家の働き手や年金を受け取っている人などが亡くなった場合に、その家族が受け取ることができます。亡くなった人の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金を受け取ることができます。

保険料の納付を忘れずに

保険料を納めていないと年金を受け取れない場合があります。年金への加入と保険料の納付を確実に行いましょう。納め方は、金融機関やコンビニで納付書を添えて納める現金納付、口座振替、クレジットカード納付などがあります。

- 保険料の納付が難しいときは… 経済的な事情などで保険料を納めることが難しいときは、申請により納付が免除または猶予される制度があります。

- 生活にゆとりができたなら「追納」を！ 保険料の免除または猶予を受けると、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」制度を利用することで、免除制度などを活用せずに保険料を納めた場合と同じ年金額を受け取ることができます。



電子申請もご活用ください

勤務先を退職し、第2号被保険者から第1号被保険者へ変わる手続きなどは電子申請でも行うことができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



【問い合わせ】
▶本館国保医療課(☎41-3585)▶各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)▶花巻年金事務所での相談手続きの予約(予約受付専用電話☎0570-05-4890)▶花巻年金事務所(☎23-3351)